平成３０年（フ）第２号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2399番地の76
債務者　中瀬古直高
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成３０年（フ）第８９号
埼玉県狭山市富士見２丁目22番32号　サンヴェール富士見303
債務者　南川　利佳
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９６号
広島市西区井口鈴が台１丁目１番14―506号
債務者　熊谷絵里子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１０１号
広島市西区天満町４番14―201号
債務者　南木　理恵
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４号
広島県庄原市小用町622番地
債務者　新山　愛美
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
広島地方裁判所三次支部

平成３０年（フ）第２４号
香川県高松市新北町10番16―505号　みのるコーポラス
債務者　香川　礼子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１２４号
北九州市小倉南区長行東１丁目８番２―103号
債務者　下原　美加（旧姓中筋）
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第４８号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷28番地２　メゾンドジュンⅡ102号
債務者　永松　弘行
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２号
熊本県八代市植柳下町4243番地１
債務者　本田　智子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成３０年（フ）第１８号
鹿児島県垂水市新城3882番地（前住所）鹿児島市吉野町3355番地37　ベルメゾンサチＡ棟101号
債務者　木本弥千代
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第８号
沖縄県那覇市辻１丁目11番14号　ＫＩコーポ301
債務者　山里　希江
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１３号
青森県八戸市大字新井田字小久保尻20番地12寿荘竹号、前住所青森県八戸市大字新井田字妻ノ神12番地
債務者　坂ノ上由紀
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第４６号
山梨県中央市東花輪2116番地16　塩島住宅５号棟、前住所山梨県甲斐市篠原1561番地１
債務者　指方　栄子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１３号
長野県小諸市大字御影新田1953番地16　ハイツ山浦101
債務者　西野　　登
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第１５号
長野県北佐久郡立科町芦田八ヶ野750番地、住民票上の住所長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢925番地１　万平ホテル男子寮
債務者　阿部　　哲（旧姓柳澤）
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
長野地方裁判所佐久支部